令 和 ６ 年

第５回　三川町議会臨時会会議録

令和　６　年１０月２４日　開　会

令和　６　年１０月２４日　閉　会

三 川 町 議 会 事 務 局

目　　次

第　１　日　　　　　１０月２４日（木）　　　　会議録第１号

会議録署名議員の指名 ………………………………………………………………… 3

会期の決定 …………………………………………………………………………… 3

諸般報告

・議員派遣報告

三川町議会議員行政視察研修の報告 ………………………………………… 3

・除草作業における物損事故について ………………………………………… 4

議第５４号　令和６年度三川町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認について …………………………………………………………………… 4

議第５５号　令和６年度三川町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認について …………………………………………………………………… 4

議第５６号　ハンドガイド式草刈機購入契約の締結について …………………… 9

令和６年第５回三川町議会臨時会会議録

１．令和６年１０月２４日三川町議会臨時会は、三川町役場議場に招集された。

２．出席議員は次のとおりである。

１番	小野寺　正　樹　議員	２番	佐　藤　栄　市　議員	３番	小　林　茂　吉　議員
４番	佐久間　千　佳　議員	５番	砂　田　　茂　　議員	６番	鈴　木　淳　士　議員
７番	鈴　木　重　行　議員	８番	成　田　光　雄　議員	９番	町　野　昌　弘　議員
１０番	志　田　徳　久　議員				

３．欠席議員は次のとおりである。

　　なし

４．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部　　誠	町長	石川　　稔	副町長
齋藤正志	教育長	髙橋誠一	総務課長
佐藤　　亮	企画調整課長	鈴木　　亨	町民課長兼 会計管理者兼会計課長
鈴木武仁	健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本多由紀	健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須藤輝一	産業振興課長併 農業委員会事務局長	本間　　純	建設環境課長
中條一之	教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長		
和田　　勉	監査委員	庄司正廣	農業委員会会長

５．本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加　藤　善　幸　議会事務局長　　　飯　鉢　　　凜　書　　　　記

井　上　史　則　書　　　　記

６．会議事件は次のとおりである。

議　事　日　程

○　第　１　日　　　１０月２４日（木）　　午前９時３０分開会

日程第　１　　　会議録署名議員の指名

日程第　２　　　会期の決定

日程第　３　　　諸般報告

・議員派遣報告

三川町議会議員行政視察研修の報告

・除草作業における物損事故について

日程第　４　　　議第５４号　　令和６年度三川町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認について

日程第　５　　　議第５５号　　令和６年度三川町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認について

日程第　６　　　議第５６号　　ハンドガイド式草刈機購入契約の締結について

○　閉　　会

○議　長（志田徳久議員）　ただいまから、令和６年第５回三川町議会臨時会を開会します。

（午前　９時３０分）

○議　長（志田徳久議員）　これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議　長（志田徳久議員）　日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、５番　砂田　茂議員、６番　鈴木淳士議員、以上２名を指名します。

○議　長（志田徳久議員）　日程第２、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について議会運営委員会委員長の報告を求めます。２番　佐藤栄市議員。

○２　番（佐藤栄市議員）　議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る１０月１７日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本臨時会には、町長提案として、専決処分の承認２件、事件案件１件、以上３件、その他に諸般報告２件であり、会期については、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、審議状況等を考慮いたしまして、本日１日間と決定を見たものであります。

なお、議事日程については、お手元に配布のとおりであり、本臨時会の進行が予定どおり終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議　長（志田徳久議員）　お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日１日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　長（志田徳久議員）　異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日１日間とすることに決定しました。

○議　長（志田徳久議員）　日程第３、「諸般報告」を行います。

初めに、議員派遣の報告であります。派遣議員からの報告を求めます。９番　町野昌弘議員。

○９　番（町野昌弘議員）

三川町議会議員行政視察研修の報告

１．目　　的

本町議会議員は、国内の先進自治体等の行政の取り組みとその効果を学ぶことにより、議会議員としての識見を深めるとともに議会活動の活性化を図るため、行政視察を実施した。

２．研修日程　　令和６年１０月９日（水）～１１日（金）

３．参加者　　　議員全員

４．研修地　　　沖縄県嘉手納町
　　　　　　　　沖縄県北中城村

５．研修内容　　嘉手納町
　　　　　　　　　・子育て応援BOOK 発刊について
　　　　　　　　北中城村
　　　　　　　　　・農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業について

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和６年１０月２４日

三川町議会
副議長　町　野　昌　弘

○議　長（志田德久議員）　町当局より、「除草作業における物損事故について」を報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川　稔副町長）　除草作業における物損事故について、ご報告申し上げます。

　本町におきましては、町道の安全並びに円滑な通行を確保するため、道路敷の除草作業を行っているところでありますが、その作業に起因する物損事故が発生したものであります。

　その内容につきましては、令和６年７月１９日、午前１０時ごろ、落合地内において、除草用アタッチメントに交換したロータリー除雪車により実施した除草作業中に小石を巻き込み飛散させたことにより、通行中の車両に損傷を与えたというものであり、その修繕に必要な損害賠償額、２４万7,819 円を支払うことで合意したものであります。

　今後とも、作業員の研修の充実を図り、安全な作業に万全を期してまいる所存であることを申し添えまして諸般報告といたします。

○議　長（志田德久議員）　以上で、「諸般報告」を終わります。

○議　長（志田德久議員）　お諮りします。日程第４及び日程第５、以上２件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　長（志田德久議員）　異議なしと認めます。したがって、日程第４及び日程第５、以上２件を一括議題とすることに決定しました。

○議　長（志田德久議員）　日程第４、議第５４号「令和６年度三川町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認」の件、日程第５、議第５５号「令和６年度三川町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認」の件、以上２件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部　誠町長）　ただいま一括上程されました、議第５４号「令和６年度三川町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認」及び議第５５号「令和６年度三川町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第５４号「令和６年度三川町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認」につきましては、７月の大雨による農作物等被害に対する支援策を講じる必要が生じたところでありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、この９月２０日付けで専決処分を行ったものであり、同条第３項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９２万6,000円を追加し、補正後の予算総額を５３億9,115万7,000円といたしたものであります。

まず、歳出でありますが、６款農林水産業費について、農政対策費を追加補正いたしたものであります。

次に、歳入でありますが、歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

次に、議第５５号「令和６年度三川町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認」につきましては、衆議院議員総選挙の執行並びに町内の排水機場及びポンプ場の作業員の施設管理等に要する予算を確保する必要が生じたところでありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、この１０月１０日付けで専決処分を行ったものであり、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものであります。

その内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ771万4,000円を追加し、補正後の予算総額を５３億9,887万1,000円といたしたものであります。

まず、歳出でありますが、２款総務費については、衆議院議員総選挙費を追加補正、土木費については、河川総務費を追加補正いたしたものであります。

次に、歳入でありますが、歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議　長（志田徳久議員）　これから質疑を行います。

４番　佐久間千佳議員。

○４　番（佐久間千佳議員）　それでは私の方から１点お伺いしたいと思います。議第５４号「令和６年度三川町一般会計補正予算（第３号）」についてであります。農林水産物等災害対策事業費ということで、補助金を今回設定しております。まずこの事業の目的。また、９月２０日付けということで専決処分されておりますので、この事業の進捗状況といいますか執行予定といいますか、どのような状況にあるのかどうかお伺いしたいと思いますし、こちらの財源に関しまして国県支出金ということで322万円ということで詳細、明細を見ますと県支出金より歳入が充てられているということで、大変失礼しました、３２万2,000円とい

うことで充てられているということで、こちらの財源の考え方といいますか、県の基準に沿ってこのような金額が設定されているのかと思われますが、その根拠、どのような県の基準に沿ってこの金額が設定されているのか。また、一般財源の充て方の考え方に関しても併せて説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議　長（志田德久議員）　須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長）　それではただいまご質問がありました件についてお答えをいたします。まず、今回の大雨の被害による対策費の内容ということでございますが、山形県が令和６年８月８日付けで７月の大雨被害に対する緊急対策を発動しております。こちらにつきましては、農作物及び畜産施設等の被害に係る復旧事業に対して、事業に対する経費の１／３に相当する額を支援し、市町村に対しても１／６の負担を設けたという状況でございます。この内容にございますとおり、県で１／３、町は１／６ということですので、実質は１／２の補助の対象になるという状況でございます。

　本町におきましては、ただいま申し上げましたとおり、かなり大きな被害が発生をしておるということで、県が実施しております被害対策、こちらの方にともに助成を行うということで考えたというところでございます。なお、今回の事業につきましては国費の助成はございませんので、県費及び町の助成ということで実施をしておるというところでございます。以上です。

○議　長（志田德久議員）　髙橋総務課長。

○説明員（髙橋誠一総務課長）　農作物等への被害への支援の財源として、県の補助金以外に一般財源ということで不足する分を財源としたところでありますけれども、不足する分を一般財源ということですので、一般財源としては町税もしくは普通交付税等ということになります。また、基金ということで、一般財源がそういった税等で不足する場合、基金からの繰り入れも考えられるわけでございますけれども、今年度は国から内示をいただきました普通交付税がもう少し財源として活用できる状況にあったことから、県補助金で不足する分につきましては、普通交付税をその財源ということで今回計上いたしたところであります。

○議　長（志田德久議員）　４番　佐久間千佳議員。

○４　番（佐久間千佳議員）　まずその目的はお伺いしましたが、その事業内容、どのような内容でこの補助金を活用するのかという説明を併せていただきたいと思います。この県の基準に合わせたということでの金額設定ですが、そちらの算定するにあたった根拠。どのような数字を充てられて、この数字が基準になっているのか。要するに被害額が見えた上で、この金額が設定されているのかというように今の答弁を聞いて感じたわけですので、農業被害額、どのぐらいに対して県がどういった基準を設けてこの金額を設定しているのかという説明を再度いただきたいと思います。

　目的の中に被害ということに対しての救済という意味が込められているというように思いますが、今回専決でこういった救済を行うということでありますけれども、やはり今年度の作物の状況を見ておりますと、来年産の作物の選定に大変大きな影響を及ぼすような状況になっているかというように見てとれます。園芸作物であったり、水稲に関しても水害被害

があったところの収量がかなり落ちているという状況ですので、その辺を加味した更なる来年の作付けを後押しするような予算というものもこの際考えられなかったのかどうか。

今の被害に関して手当てをするというような考え方のような気がしますが、やはり来年の作付けを後押しするような考え方が併せてできなかったのかどうかということと、年度内にヒアリングはありますので、それに併せて作付けを支援しますよというような予算の組み立て方はこれからできるのではないのかと、打ち出せるのではないかと思いますので、その辺の後押し予算に関する､編成に関する考え方についても併せて答弁いただければと思います。以上です。

○議　長（志田德久議員）　須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長）　それでは支援の内容についてご説明をいたします。先程お話をしました８月８日に県の方で出されました内容につきましては、本町に関係する部分ということで、農業用施設等の復旧事業、畜産施設等災害対策事業、農薬購入事業、肥料購入事業、補植用苗・種子等購入事業になってございます。この中で本町といたしましては、８月５日に農業者に対しまして被害状況についてお知らせくださいということで通知をいたしました。これは８月２３日までの期限ということでご案内をしたところでございますが、残念ながらそこまでにほとんど回答がなかったということでございましたので、この８月８日の県のメニューを加えた形で、再度８月２６日に通知を出したところでございます。

残念ながら、それによりましても８月いっぱい、９月上旬までで330通の通知に対しまして６０通弱の返答しかなかったという状況でございました。ただ、この中で先程のメニューにございました畜産施設等災害対策事業の中では、実際の被害の額というものの報告がございましたので､そちらの方につきましては内容を精査しておったというところでございます。

ただ、その後、農薬購入事業と肥料購入事業につきまして、若干の動きがあるという情報がございましたので、その時点では、９月の上旬の時点では、確定の数字ではございませんが、災害被害の場合には災害想定というところで当然これが必要であるというところから、農薬購入事業につきましては、水稲につきまして約300ａ、大豆につきまして500ａ、野菜につきまして100ａ、それぞれにつきまして単価を計上いたしまして、水稲につきましては農薬購入費として１０ａ当たり654円、大豆につきましては１０ａ当たり2,568円、野菜につきましても2,568円、これを先程の面積に乗じまして、水稲につきましては9,810円、大豆につきましては６万4,200円、野菜につきまして１万2,840円、合計で８万6,850円、こちらを農薬購入事業費として計上したところでございます。

続きまして、肥料購入事業といたしまして、大豆の分が先程と同じ500ａ、野菜につきましても100ａということで、単価といたしまして、大豆は１０ａ当たり1,865円、野菜が１０ａ当たり2,210円ということで計算をいたしまして、すみません先程の農薬購入事業もそうですけれども、補助率の１／２を乗じておるということでございますので、肥料購入につきましても、大豆につきまして４万6,625円、野菜につきまして１万1,050円ということで５万7,675円、こちらを計上したところでございます。

続きまして、畜産施設等災害対策事業のうち死亡家畜の運搬処理費ということでございま

す。こちら実被害額として４３万1,750円、こちらの税分ということで掛ける1.1の被害報告がございましたので、こちらの１／２、２３万7,462円及び施設の消毒薬等の購入費用ということで１０万2,000円、こちらが２経営体ございましたので、掛ける２の補助率の１／２ということで１０万2,000円、合計いたしまして３３万9,467円。続きまして、同じ畜産施設等の災害対策事業といたしまして、復旧に係る施設に紙を敷いておったということで、その敷紙料、こちらが実被害額として単価として2,300円の３経営体、こちらも補助率１／２で3,450円、復旧に要する雛代といたしまして７３円掛ける１万2,000羽、こちらも１／２ということで４３万8,000円、合計で４４万1,450円ということで、こちら合計いたしまして９２万5,437円ということで、今回９２万6,000円の予算を計上したというところでございます。

ご質問にありました、確かに今回の被害によりましてのいわゆる農業者の営農意欲の減退というものが心配をされるわけでございますが、現時点では被害の補償といいますか助成ということでの予算計上ということで、実際、先程も申し上げましたが、被害につきましては残念ながら被害想定という部分での動きというところが現在でございます。というのはどういうことかと言いますと、現在水稲につきましては、いわゆる収穫の時期でございまして、最終的な収穫における被害額というのが今後想定されるであろうと。現時点では見込みでございますが、２割から多いところだと３割程度の減収になるであろうというような予測も出ております。

こちらにつきましては当然被害の程度の差というものはあろうかと思いますが、こちらにつきましては、特に本町の場合は水稲がメインでございますので、水稲の被害の状況を見ながら対応してまいりたい。その意味で、実は先だっても県の方の指針がございましたが、まず被害部分と今お話がありました次年度以降の営農継続の部分について、少し今後も新たな予算立てをしながら考えていかなければならないだろうという話が出ております。この辺は、国・県の動向を注視しながら本町も足並みを揃えて、農業者の営農意欲の減退にならないような形での対策をとってまいりたいと考えているところでございます。

○議　長（志田德久議員）　他にありませんか。

（なしの声あり）

○議　長（志田德久議員）　これで質疑を終了します。

○議　長（志田德久議員）　これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　長（志田德久議員）　討論なしと認めます。

○議　長（志田德久議員）　以上で討論を終了します。

○議　長（志田德久議員）　専決処分２件を一括して審議しましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第５４号「令和６年度三川町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立　９　名　不起立　０　名）

○議　長（志田德久議員）　起立全員であります。したがって、議第５４号「令和６年度三川町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第５５号「令和６年度三川町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立　９　名　不起立　０　名）

○議　長（志田德久議員）　起立全員であります。したがって、議第５５号「令和６年度三川町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議　長（志田德久議員）　日程第６、議第５６号「ハンドガイド式草刈機購入契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部　誠町長）　ただいま上程されました、議第５６号「ハンドガイド式草刈機購入契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、契約の締結について、地方自治法第９６条第１項第８号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る１０月８日、指名競争入札を行い、指名４業者による入札の結果、「株式会社　南東北クボタ　三川営業所」が、751 万 3,000 円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議　長（志田德久議員）　所管の課長より説明を求めます。髙橋総務課長。

○説明員（髙橋誠一総務課長）　入札の執行状況について説明いたします。

去る１０月８日に執行しました、ハンドガイド式草刈機購入契約の入札執行状況等についてでありますが、本入札に係る指名業者につきましては、入札参加資格者名簿において、近隣市町を含めて６社を指名しましたが、そのうち２業者から辞退の申し出があり、４業者による入札を執行いたしました。

予定価格につきましては、税抜き価格 800 万円で設定し、入札執行の結果、１回目で「株式会社　南東北クボタ　三川営業所」が 683 万円、税込み価格 751 万 3,000 円で落札いたしたものであります。

なお、納入期限につきましては、令和７年３月２４日までといたしております。

以上であります。

○議　長（志田德久議員）　これから質疑を行います。

６番　鈴木淳士議員。

○６　番（鈴木淳士議員）　今のハンドガイド式草刈機の購入の手続については何ら問題ない

ものというように認識している中で、先程諸般報告の中で除草作業における物損事故が発生したという報告があったわけですが、これを誘発するような機械をまた購入するということについては、議会として軽々に進めるべきではないという観点からの質問なんですが、今回契約をするこの草刈機については、先程諸般報告での物損事故の報告があった機械とは大きく異なり安全性が確保できる、また、物損事故を招かないというような保証のあるものなのか、機能的に問題ないというように断言できるのか、１点確認したいと思います。

○議　長（志田德久議員）　本間建設環境課長。

○説明員（本間　純建設環境課長）　除草機械の飛散防止という観点からの安全対策ということでのご質問かと思います。当該機械につきましては、当然、草を刈る箇所の両サイドに飛散防止の措置は当然してはある機械ということで考えてはおります。ただ、残念ながら、その機械の性質上、すべてそれを完全に防ぐということは、おそらくどのような対策をとったとしても、なかなか難しいというのが現状かと思います。これにつきましては、先程の諸般報告でもございましたとおり、作業する作業員に通行する車両に対して留意するだとか、そういった部分をさらにこれから厳重に行っていただくということで対応するということがまず第一義的なものかというように考えております。

また、手刈りの除草、例えば刈払機による手刈りの除草ですけれども、こちらもやはり同様にチップソーが回転することによっての石の飛散というのは当然発生し得るものでして、やはり機械を使って作業する以上、そういったリスクはどうしても発生するものということで内包するものとして理解はしておりますけれども、それをそういう作業をするオペレーターがいかにその意識を持ってやっていただくか、それを我々としてはお願いする側として徹底していただくように、指導を続けていくということに力を入れて対応してまいりたいというように考えております。

○議　長（志田德久議員）　６番　鈴木淳士議員。

○６　番（鈴木淳士議員）　今説明があったとおりということを私も認識しているんですけれども、大型の機械で除草作業をするよりは、今説明があったとおり、いわゆる手刈り方式の除草機で草刈りするということの方がまだ事故の発生、目視しながら除草作業を行うわけですから、機械に乗って直接道路の状況が確認できない仕組みよりは安全性が確保できると思うんですが、そういったことを認識しながらも、なおかつこの草刈機を追加購入しなければならない事情についてご説明いただきます。

○議　長（志田德久議員）　本間建設環境課長。

○説明員（本間　純建設環境課長）　今回取得いたします草刈機につきましては、従前ございました同様のハンドガイド式の草刈機を更新するような形のものでございます。したがいまして、これまでも同様の作業を同様の機械で実施してきたという実績はございます。今、ご質問の中で刈払機の方が現物を確認しながらという、より安全なのではないかというご意見がございましたけれども、刈払機につきましても、やはり草が立った状態でのチップソーを振る形になりますので、そこのリスクというのは大きく変わらないのかなと私は認識しております。むしろその機械につきましては、オーガという草を巻き取る装置の部分の両サイドに

ガードがございますので、その中である程度はその攪乱というか、その飛散については軽減できるものというように認識しております。

　今後、草刈機につきましては、これまでもそうでしたけれども、赤川河川緑地ふれあい広場パルク赤川、そういったところの草刈りですとか、あとは同じくこれまでと同様に町道敷そういったところに活用してまいるところでございますので、ここにつきましてはご理解いただければというように認識しております。

○議　長（志田徳久議員）　８番　成田光雄議員。

○８　番（成田光雄議員）　ただいまの案件についてですけれども、私分からないところがたくさんありますので、少し教えていただければと思います。この草刈機の正式な名称がハンドガイド式草刈機という名前でいいのか確認ですね。

　それを操作する場合は、どういう操作で実際草を刈るのか、そして燃料はどうなのか。そしてメーカーはどこなのか。それで当然入札をしたということですので、その報告を議会には当然今あるわけですね。では、その辺を少し。

○議　長（志田徳久議員）　本間建設環境課長。

○説明員（本間　純建設環境課長）　まず１点目、ハンドガイド式という部分でございますけれども、いわゆる乗用の草刈機というのは着座してハンドルを切るタイプが乗用の草刈機というように整理されるわけですけれども、今回購入するハンドガイド式につきましては、草刈機の後方にステップ、乗り台、踏み台みたいなものがございまして、そこで操作をしていただくような形です。ですので、形状としては乗って作業をするような形には見えるのかとは思うんですけれども、ただメーカーの方でのカタログ等ではハンドガイド式ということで、ハンドルではなくてレバー、そういったもので前進、後退あるいは旋回するような仕組みとなっております。

　また、こちらの燃料につきましては、ディーゼル式のエンジンを採用しておりますので、当然軽油になりまして、メーカーにつきましてはキャニコムというメーカーなんですけれども、こちらは本社が福岡県うきは市にございまして、草刈機関係ではかなり大手のメーカーというように認識しております。

○議　長（志田徳久議員）　髙橋総務課長。

○説明員（髙橋誠一総務課長）　入札結果につきましては、総務課財政係にもその結果についてそれぞれ建設、委託、物品という仕分けの中で整理をし、閲覧に供しておる。その同様の資料は議会の方にも置いてございます。

○議　長（志田徳久議員）　質疑はありませんか。

　８番　成田光雄議員。

○８　番（成田光雄議員）　私この入札の中身が少し分からなかったものだから聞いたのですけれども、それぞれ４社というのは、やはり金額の差異というのは適度な差異があったのか、その辺だけ教えてもらえればありがたいんですけれども。

　このハンドガイド式の草刈機そのものは私よく分からなかったんです。私はこういうようなものは使ったことがないので。私は昔の３万円台の草刈機しか今は使っていないんです。

いくら面積が大きくても。それでハンドガイド式というようなものが、これはそういう名称になったということなんですね。昔はこれ普及していなかったんですよね。最近からなんだろうけれども。なるほどね。それで福岡県にこういうメーカーがありますね、そういえば。これでやるわけではないんですね、手で操作というか。その辺をもう少し詳しく教えてもらうと。この間聞かなかったものだから。もう少し詳しく教えてもらえますか、課長。

○議　長（志田徳久議員）　髙橋総務課長。

○説明員（髙橋誠一総務課長）　初めの入札の結果、状況でありますけれども、一番安く入札をいただいた事業者が本件の議案ともなっておりますが、一番高いところとの税抜きでの差が192万円ございました。以上です。

○議　長（志田徳久議員）　本間建設環境課長。

○説明員（本間　純建設環境課長）　草刈機の操作方法という部分でのご質問でよろしいでしょうか。先程、乗用ではなくてハンドガイド式というくくりの部分なんですけれども、乗りながら操作するという部分は先程もご説明したとおりでございます。その操作方法でございますけれども、自動車のようなハンドルあるいはトラクターのようなハンドル形式ではなくて、レバーを握るもしくは前に倒すとか、操作レバー、前進であれば前進にレバーを倒していただいて、あとはたぶん成田議員がイメージされている草刈機あるいは耕運機と同じかもしれないんですけれども、バーを握ることによって、下のバーと上のバーを握ることによって前進、エンジンに負荷がかかって前進あるいは後退するというような造りになっております。

　したがいまして、乗ってハンドル操作ではなくて、一つ例えとして適切かどうかは少し私も何とも申し上げられないところもあるんですけれども、市販されていますロータリー除雪機、あの操作にイメージとしては近いのかというように思います。あれは手で機械を操作して、それに人がついて歩くというものでございますけれども、今回購入するものについては手で操作をして、機械に歩いてついていくのではなくて、後方にステップ、踏み台がついていて、それに乗った状態で操作ができるというような代物となってございます。以上です。

○議　長（志田徳久議員）　進行します。

　以上で質疑を終了します。

○議　長（志田徳久議員）　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　長（志田徳久議員）　討論なしと認めます。

○議　長（志田徳久議員）　以上で討論を終了します。

○議　長（志田徳久議員）　これから議第５６号「ハンドガイド式草刈機購入契約の締結」の件を採決します。

　お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立　９　名　不起立　０　名）

○議　長（志田徳久議員）　起立全員であります。したがって、議第５６号「ハンドガイド式草

刈機購入契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議　長（志田徳久議員）　以上で、本日の日程は全部終了しました。
これをもって、令和６年第５回三川町議会臨時会を閉会いたします。

（午前１０時１４分）

　地方自治法第１２３条の規定により、
ここに署名する。

令和６年１０月２４日

三 川 町 議 会 議 長

三川町議会議員　５番

三川町議会議員　６番